

「特別養護老人ホーム知多指定短期入所生活介護事業所」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛知県指定 第 2374300511 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

— 目 次 —

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 緊急時の対応	9
6. 非常災害対策	9
7. 事故発生の対応について	9
8. 身体拘束の禁止	10
9. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持	10
10. 守秘義務に関する対策	10
11. 損害賠償について	10
12. 苦情の受付について	10
13. 個人情報の取り扱いについて	11

1. 事業者

- (1) 法 人 名 社会福祉法人 薫 風 会
- (2) 法人所在地 愛知県稲沢市六角堂東町 1 丁目 3 番地 6
- (3) 電 話 番 号 0587 - 23 - 7700
- (4) 代表者氏名 理事長 佐 藤 栄 司
- (5) 設 立 年 月 昭和 62 年 12 月 7 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所 平成 20 年 4 月 1 日指定
愛知県 2374300511 号
- (2) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 知多
- (3) 事業所の所在地 愛知県知多市旭南 5 丁目 31 番地 1
- (4) 電 話 番 号 0569-44-1811
- (5) 事業所長（管理者）氏名 岩 田 学
- (6) 当事業所の運営方針

【短期入所生活介護】

事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

【介護予防短期入所生活介護】

事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身の機能回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指します。

(7) 開 設 年 月 平成 20 年 4 月 1 日

(8) 営業日及び営業時間

営 業 日	年 中 無 休
受付時間	月 ～ 金 9 時 00 分 ～ 17 時 30 分 土・日・祝日 9 時 00 分 ～ 17 時 30 分

(9) 利 用 定 員 10 人（空ベッドで対応可）

(10) 通常の事業実施地域：知多市、常滑市、東海市

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室（1 人部屋）	10 室	空床利用可
共同生活室	1 室	
機能訓練室	1 室	
浴 室	2 室	個浴・機械浴
医 務 室	1 室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

※居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

※居室に関する特記事項

居室入口に、洗面所を設置

各居室にテレビを設置。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス、介護予防を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算
1. 施設長（管理者）	1 名
2. 介護職員	6.0 名（内 5 名特養と兼務） ※特養 47.9 名（内 2 名短期入所生活介護と兼務、 内 1 名介護支援専門員と兼務）
3. 生活相談員	1 名（特養と兼務）
4. 看護職員	5.0 名（特養と兼務）
5. 機能訓練指導員	1 名（特養と兼務）
6. 介護支援専門員	1 名（特養と兼務）
7. 医師（非常勤）	0.1 名（特養と兼務）
8. 管理栄養士	1 名（特養と兼務）

※介護予防については職員兼務となります。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 20 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、

2.5 名（20 時間×5 名÷40 時間＝2.5 名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週一回
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 日勤 遅番 } 日勤帯 7:00 ～ 21:00 1 名以上 夜間帯 21:00 ～ 7:00 1 名以上
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤： 8:45 ～ 17:45 1 名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴について

- ・入浴又は清拭をご希望者には毎日行います。
- ・機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄について

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練について

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための介護予防、機能訓練を実施します。

④送迎サービスについて

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑤その他自立への支援について

- ・寝たきり状態の防止のため、できるかぎり離床するように配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・要介護状態にならないよう日常生活動作の中で介護予防に配慮します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度、要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、要支援に応じて異なります。）

1) 併設型ユニット型短期入所生活介護費＜ユニット型個室＞（1日あたり）

1. ご契約者の要介護度 サービス利用料金	要介護度 1 7,159	要介護度 2 7,851	要介護度 3 8,613	要介護度 4 9,336	要介護度 5 10,377
2. うち、介護保険から 給付される金額	6,443	7,065	7,751	8,402	9,339
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	716	785	861	934	1,038

2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費＜ユニット型個室＞（1日あたり）

1. ご契約者の要支援度 サービス利用料金	要支援 1 5,379	要支援 2 6,671
2. うち、介護保険から 給付される金額	4,841	6,003
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	538	667

※また 2 割負担の方、3 割負担の方は上記 1) 3 又は 2) 3 加算項目がそれぞれ 2・3 倍となります。（平成 30 年 8 月より 3 割負担施行）

※上記金額に、下記の加算項目が加算されます。（1日あたり）

加算項目	単位数	対象者
機能訓練体制加算	12	全員
サービス提供体制強化加算Ⅰ（イ）	22	全員
夜勤職員配置加算Ⅱ	18	全員（要支援除く）
長期利用者減算（31日目～60日目）	▲30	該当者のみ
長期利用者減算（61日目～）	要介護1 670単位/日 要介護2 740 要介護3 815 要介護4 886 要介護5 955	該当者のみ
緊急短期入所受入加算	90	該当者のみ
送迎加算	184	該当者のみ
介護職員処遇改善加算Ⅱロ	合計単位数の17.2%	全員

※地域区分が 7 級地のため、1 単位=10.17 円。

※ご負担額は負担割合証に記載の割合に準じます。

○機能訓練体制加算

機能訓練指導員を配置し、利用者ごとに機能訓練を実施し算定します。

○サービス提供体制強化加算Ⅰ（イ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の配置にて算定します。

なお、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象からは除外されます。

○夜勤職員配置加算Ⅱ

夜勤職員を基準より1名以上多く配置にて算定します。

○長期利用者減算

連続して30日を超えて60日目まで同じショートステイを利用している場合、利用者に対して一日当たり30単位の減算を行います。又、61日目以降は、一日当たり介護度に応じて減算を行います。

○緊急短期入所受入加算

利用者の状態や家族等の事情により介護支援専門員が緊急にショートステイを必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていないショートステイを行った場合に一日当たり90単位の加算を行います。

○介護職員処遇改善加算Ⅱロ

基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に17.2%を乗じた額となります。

なお、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象からは除外されます。

○送迎加算

送迎ご利用時片道1,871円の1割負担が利用者負担になります。

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※短期入所の利用限度日数を超える場合も、サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①滞在費（1日あたり）（円／1日）

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
880	880	① 1,370 ② 1,470	2,066

※所得の低い方の負担が重くならないよう、利用者負担額が第1段階から第3段階の人は、申請により負担が軽減されます。

※区分の第1段階～第3段階は、市町村により決定されます。

※介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額になります。

②食事（1日あたり）

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食：7:30～9:30 昼食：12:00～14:00 夕食：18:00～20:00

※食事をキャンセルする場合は、前日までにご連絡ください。ご連絡がない場合は食事相当分のキャンセル料をいただきます。

- ・ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

- ・食費の負担は1食単位の費用負担となります。

- ・食費： 1日あたり 1,545円

（食費内訳： 朝食 355円、昼食 650円、夕食 540円）

行事食（誕生会、運動会、七夕祭り、夏祭り、クリスマス会、ひな祭り等）

1食1,070円

ただし、利用者、家族より希望があれば通常の食事も提供できることとします。

（円／1日）

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
300	600	① 1,030 ② 1,360	1,545

※施設給付の見直しにより所得の低い方の負担が重くならないよう、利用者負担額が第1段階から第3段階の人は、申請により負担が軽減されます。

※区分の第1段階～第4段階は、市町村により決定されます。

※介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額になります。

※利用者負担段階

利用者負担 段階	対象となる人	預貯金要件
第 1 段階	生活保護受給者	要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	単身 1,000 万円 夫婦 2,000 万円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の公的年金等収入金額（非課税年金を含む）とその他の合計所得額の合計額が 82.65 万円以下の方	単身 650 万円 夫婦 1,650 万円
第 3 段階①	世帯全員が市町村民税非課税でかつ本人の公的年金等収入金額（非課税年金を含む）とその他の合計所得額の合計額が 82.65 万円超 120 万円以下の方	単身 550 万円 夫婦 1,550 万円
第 3 段階②	世帯全員が市町村民税非課税でかつ本人の公的年金等収入金額（非課税年金を含む）とその他の合計所得額の合計額が 120 万円を超える方	単身 500 万円 夫婦 1,500 万円
第 4 段階	上記以外の方	

① 送迎の実施地域以外の送迎負担

片道 1,871 円の負担割合証に記載された割合（1～3 割）の負担に、送迎の実施地域より 10 キロ未満片道 150 円、10 キロ以上片道 300 円を加えた金額になります。

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

③ 特別な電気代

個人でお持ちになる電気製品につき、電気製品持込み電気消費分 実費

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は変更の内容と変更する事由について事前にご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 7 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、翌月 27 日に指定の口座より引き落としさせていただきます。尚、27 日が、土、日、祝日の際は翌日の平日に引き落としとなります。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第 8 条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他の必要な場合には、速やかに主治医や協力医又は協力機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

6. 非常災害対策

事業所は、非常災害のその他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

7. 事故発生時の対応について

当施設において、契約者に対するサービスの提供等により事故が発生した場合は、速やかに市町村、契約者のご家族等に報告を行うとともに、必要な措置を講じます。

(1) 報告方法

市町村——事故等が発生した場合、速やかに市町村へ電話又は F A X で報告（第一報）をし、その後の経過についても順次市町村に報告します。

ご家族——事故等が発生した場合、速やかにご家族へ電話で報告（第一報）をし、同時に必要な措置を講じます。

(2) 報告先

市町村——被保険者の属する保険者である市町村及び当施設が所在する知多市に報告します。

ご家族——身元引受人へ報告いたします。不在の場合は第 2、第 3 の連絡先へ報告し、

改めて身元引受人に報告いたします。

8. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

9. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のための業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

12. 苦情、相談、ご意見等の受付について

(1) 当施設における苦情、相談、ご意見等の受付

当施設における苦情や相談、ご意見は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情、相談受付窓口（担当者）

生活相談員 勝崎 朝子

○受付時間 毎週 月曜日 ～ 金曜日

8：45 ～ 17：45

また、苦情、相談、ご意見受付ボックス（目安箱）を事務所横に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○知多北部広域連合

所 在 地 東海市荒尾町西廻間 2 番地の 1

電話番号 052-689-2263

○知多市：長寿課

所 在 地 知多市緑町 1 番地

電話番号 0562-36-2652

○東海市：高齢者支援課

所 在 地 東海市荒尾町西廻間 2 番地の 1（東海市しあわせ村内）

電話番号 052-689-1600

○常滑市：高齢介護課

所 在 地 常滑市飛香台 3 丁目 3 番の 5

電話番号 0569-47-6133

○国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談所

所 在 地 名古屋市東区泉一丁目 6 番

電話番号 052-971-4165

受付時間 9：00 ～ 17：00

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施なし

13. 個人情報の取り扱いについて

当施設では、ご利用者様及びご家族様の個人情報を、「個人情報保護方針」に則り次のように適正に取り扱います。

1) 利用者個人情報の利用目的

(1) 介護等の利用目的及び（提供先）

①利用の可否の検討及び利用契約のため

②介護方法の計画を立てるため（介護・医療・居宅介護支援の関係者）

③介護計画に基づく介護サービス実施のため

④識別表示をし、個別ケア実施及び介護事故防止をするため

⑤第三者の評価・意見を求めるため（他の介護関係事業所・行政機関・医療機関）

(2) 介護以外の利用目的及び(提供先)

- ①利用料請求のため(審査支払機関)
- ②関係行政機関等の要請による照会・届出・申請・調査・検査・実施指導のため(関係行政機関等)
- ③外部監査を受けるため(認定審査機関等)
- ④事故報告のため(施設内委員会、市区町村等)
- ⑤保険会社からの照会に応じるため(生命保険会社、損害保険会社:個別に事前同意をいただきます)
- ⑥ご家族等へ通知するため(利用者の配偶者・両親・子供、保証人および利用者が特に指定された方)
- ⑦ご利用者名簿作成のため
- ⑧薫風会だよりの掲載のため
- ⑨作品物の施設内掲示のため
- ⑩実習生の教育のため(当施設が受け入れた実習生)

2) 個人情報の安全管理

当施設は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を予防するため、合理的な安全対策を講じるとともに、必要な是正措置を講じます。

3) 外部委託

当施設では、業務の一部を委託し、業務委託先に対して、必要な範囲で個人情報を預託することがあります。この場合、当法人は内部規定に従い十分な個人情報の保護水準にある事業者を選定し、これらの業務委託先との間で機密保持、個人情報の取扱いに関する契約書、覚書などの締結を始め、適切な監督を行います。

4) 利用者の権利

利用者は、ご自身の個人情報の利用・提供について制限を求めることができます。
また、利用者は、ご自身の個人情報について訂正・追加・削除及び利用・提供の停止を求めることができます。ただし、関係法令に基づき保有あるいは義務履行している情報については削除または利用・提供停止に応じられない場合があります。

5) 開示等の方法

開示請求、苦情・訂正・利用停止等のお申し出は、ご本人または身元引受人の方のみに限定させていただきます。

年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム知多指定短期入所生活介護事業所

説明者 職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者様 住所

氏名 印

(代筆者)

ご家族様代表 住所

氏名 印

身元引受人 住所

氏名 印

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 4 階
- (2) 建物の延べ床面積 5, 8 0 8 . 9 9 m²

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員

ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3 名の利用者に対して 1 名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員

ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1 名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員

主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3 名以上の看護職員を配置しています。

管理栄養士

ご契約者の栄養管理を担当します。

1 名の管理栄養士を配置しています。

機能訓練指導員

ご契約者の機能訓練を担当します。

1 名の機能訓練指導員を配置しています。

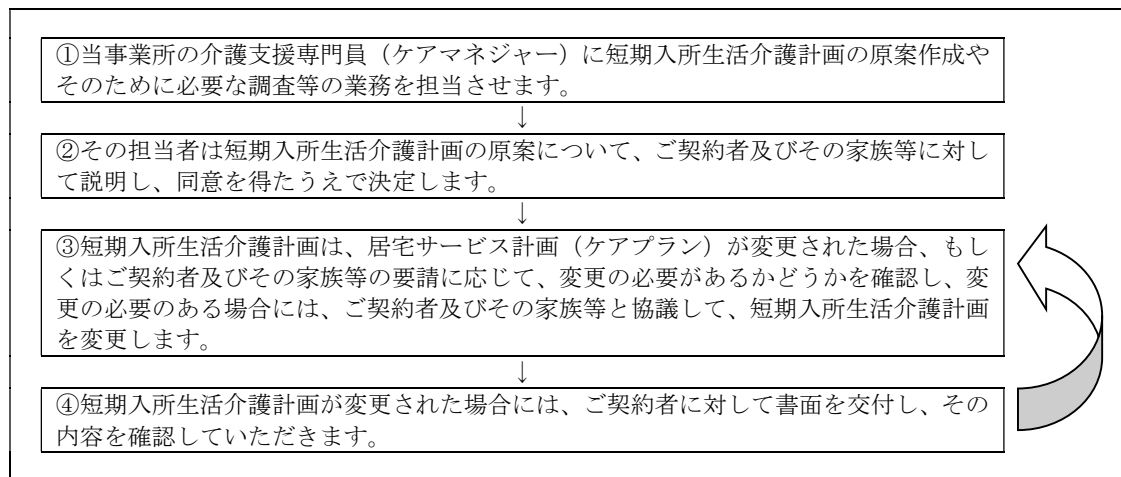
医 師

ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

2 名の非常勤医師を配置しています。

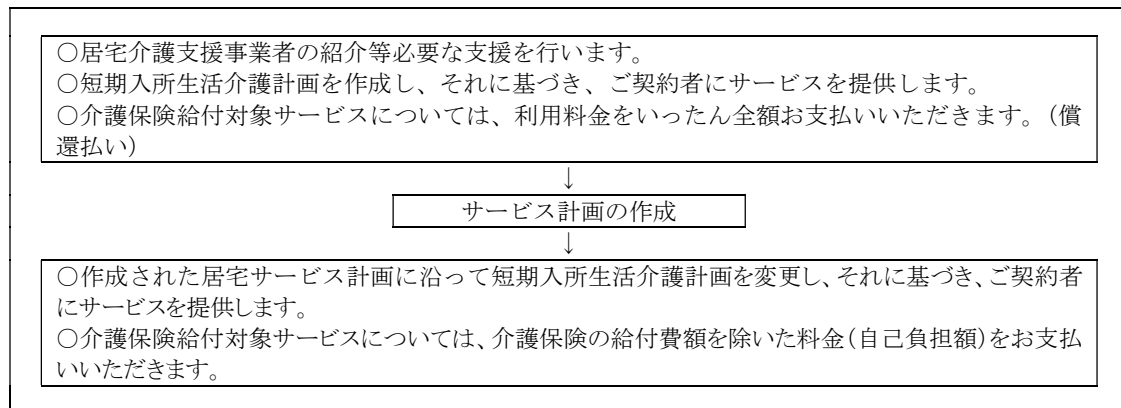
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) 契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」「介護予防サービス・支援計画」（以下サービス計画という）がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第 3 条参照）

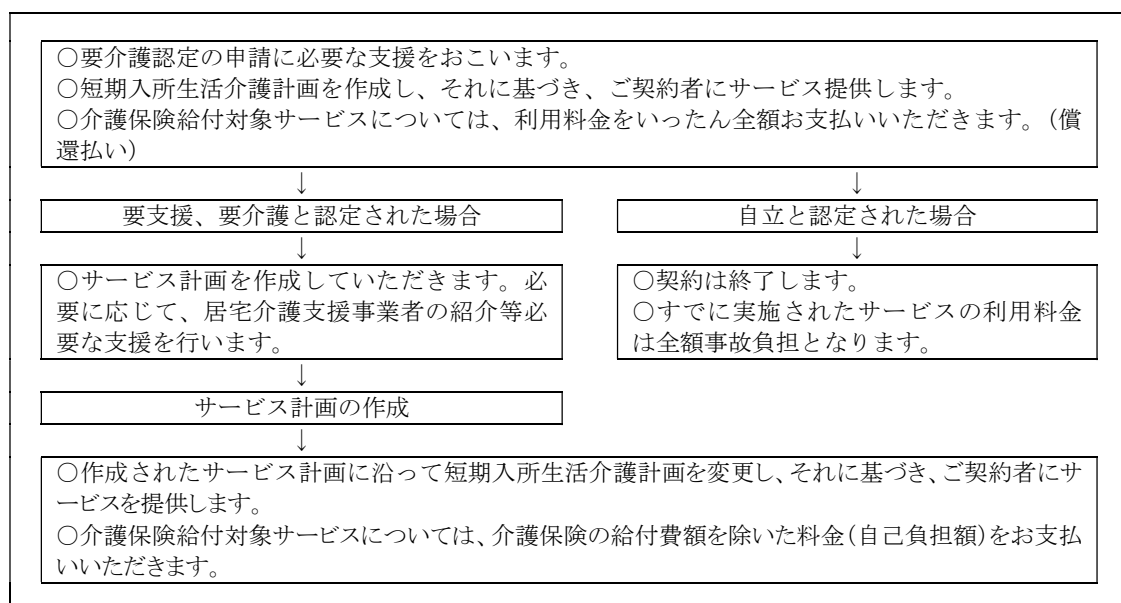


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、完結日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

はさみ、針、ナイフ、人に危害を加える恐れのある物等。

（2）施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、協力医療機関において診療を受けることができます。(但し、医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

6. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第 16 条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合 (詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第 17 条、第 18 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前 (※最大 7 日) までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画 (ケアプラン)」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上（※最低 3 か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

附 則

この重要事項説明書は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、平成 21 年 12 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、平成 22 年 1 月 6 日より施行する。

この重要事項説明書は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、平成 23 年 3 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、平成 23 年 6 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、平成 23 年 11 月 5 日より施行する。

この重要事項説明書は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、平成 24 年 5 月 22 日より施行する。

この重要事項説明書は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、平成 28 年 2 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、令和元年 10 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、令和 2 年 9 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、令和３年８月１日より施行する。

この重要事項説明書は、令和４年９月１日より施行する。

この重要事項説明書は、令和４年１０月１日より施行する。

この重要事項説明書は、令和６年４月１日より施行する。

この重要事項説明書は、令和６年６月１日より施行する。

この重要事項説明書は、令和６年８月１日より施行する。

この重要事項説明書は、令和６年１０月１日より施行する。

この重要事項説明書は、令和７年４月１日より施行する。

この重要事項説明書は、令和７年８月１日より施行する。

この重要事項説明書は、令和８年８月１日より施行する。